

最高裁秘書第4449号

平成30年11月7日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成30年度（最情）諮問第53号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年10月29日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

10月29日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、「本件対象文書の不開示部分が本当に法5条6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

裁判官任官希望者に対する健康診断、採用面接等の予定が書いてある文書（第71期司法修習生用）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、10月3日付けで、一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 健康診断及び採用面接の各実施日については、公になると、これらの実施を妨害されるなどして、円滑な判事補採用手続の進行に支障を及ぼすおそれ

がある。したがって、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、各実施日が経過するまでは不開示事由が存在する（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第6号ニ）。

イ 採用内定通知発送日については、裁判所内部の事務に関する日程であり、採用手続の進捗によっては変更の可能性があるものの、その後の円滑な採用手続の進行のため、裁判官任官希望者に限って予め伝えているものである。このような情報が公になると、例えば、仮に同日程に変更があった場合、裁判官任官希望者の周囲の者等にあらぬ憶測を生んだり、その結果、同希望者に無用の風評を生じさせたりするなどの混乱を招くなど、円滑な判事補採用手続の実施に支障を及ぼすおそれがある。したがって、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、採用内定通知発送日が経過するまでは不開示事由が存在する（法第5条第6号ニ）。

ウ よって、本件申出に係る文書を一部不開示とした原判断は相当である。